



所 管	農林部農政課		
担 当	井手 成之	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 369)

報 道 機 関 各 位

## 肥料価格高騰等による市内農家への支援について

ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症等の影響により、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、化学肥料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰していることから、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるため、国は、化学肥料の2割低減の取り組みを行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の7割を支援する「肥料価格高騰対策事業」（以下「国事業」という。）を創設しました。

これに合わせ、県においても国事業に取り組む農業者に対し、化学肥料の低減に必要な機械・施設の導入に対し支援する事業を創設しました。

市においても、市内農家の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、国及び県の事業に対しそれぞれ加算して支援を行います。この事業費を令和4年12月議会補正予算に計上しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 支援内容等

##### (1) 肥料価格高騰対策事業（国事業 / ソフト支援）

###### ①支援内容

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割を低減する取り組みを行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を国が支援し、残りの3割を市が支援する。

###### ②補助率等

国 肥料コスト増加分×0.7

市 肥料コスト増加分×0.3



(2) 肥料価格高騰緊急整備対策事業（県事業 / ハード支援）

①支援内容

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料低減に必要な機械及び施設の導入をする農業者に対して、県が事業費の1/2を支援するため、市は事業費の1/10を上乗せして支援する。

②補助率等

県 事業費の1/2を補助

市 事業費の1/10を補助

2. 対象者

化学肥料の低減に向けて取り組む市内農畜産業者のうち、農産物の販売実績がある農業者（JAへの共販含む）

3. 対象期間

(1) 肥料価格高騰対策事業（国事業）

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）

(2) 肥料価格高騰緊急整備対策事業（県事業）

令和4年度中に導入する機械・施設

4. 12月補正予算

(1) 肥料価格高騰対策事業（国事業）

事業費総額 53,982 千円 ※国費分は取り組み実施者へ直接交付

歳入 16,195 千円（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

歳出 16,195 千円（農産物振興事業費）

(2) 肥料価格高騰緊急整備対策事業（県事業）

事業費総額 10,715 千円

歳入 10,715 千円（県補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

歳出 10,715 千円（担い手育成支援事業費）